ころどもたちの権利

大和市立病院は、子どもの「生きる権利」「守られる権利」「育ったいりょうにいりょう 「育っ権利」「参加する権利」を大切にしながら、小児医療を おこな 行います

医療における子ども憲章

- ひと たいせつ じぶん い けんり 1. 人として大切にされ、自分らしく生きる権利
- 2. 子どもにとって一番よいこと(子どもの最善の利益)を考えて けんり もらう権利
- あんしん あんぜん かんきょう せいかつ けんり3.安心・安全な環境で生活する権利
- びょういん おや たいせつ ひと けん
- 4. 病院などで親や大切な人といっしょにいる権利
- ひつよう おし じぶん きも きぼう いけん つた けんり 5.必要なことを教えてもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利 きぼう りゅう せつめい けんり
- 6. 希望どおりにならなかったときに理由を説明してもらう権利
- 7. 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利
- 8. 自分のことを勝手にだれかに言われない権利
- びょうき あそ べんきょう けんり
- 9. 病気のときも遊んだり勉強したりする権利
- くんれん う せんもんてき ちりょう う けんり 10. 訓練を受けた専門的なスタッフから治療とケアを受ける権利
- いま しょうらい つづ いりょう う けんり 11. 今だけではなく将来も続けて医療やケアを受ける権利

しゅってん にほんしょうにかがっかい (出典:日本小児科学会)